

令和7年度

宇陀市幼稚園・保育園・こども園

入園（所）申込みのご案内



こちらのコードより、申込みに
必要な書類をダウンロード、
印刷ができます！

お問い合わせ先 こども未来課 0745-82-2236（直通）
IP:0745-88-9080

教育・保育給付認定

小学校入学前のお子さんが、幼稚園や保育園、こども園などの施設を利用する場合には、「教育・保育給付認定」の手続きが必要となります。

保育を必要とされる場合は、お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市が保育の必要性を判断し、認定します。

※幼稚園への入園希望の場合も、認定の手続きが必要です。

※パートタイマーなど短い時間で働いている保護者のお子さんでも、保育園やこども園などで、保育を受けることができます。



認定の種類

1. 教育認定

対象：満3歳以上で、教育を希望される方

利用施設：幼稚園、こども園

「教育標準時間認定」午前8時30分～午後2時00分（水曜日午後1時30分）

※宇陀市内の施設は、4月1日時点で満3歳の誕生日を迎えている児童が利用できます。

2. 保育認定

対象：0歳から小学校就学前の年齢で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方

利用施設：保育園、こども園

「保育標準時間認定」午前7時30分～午後6時30分の間（最長11時間/日）

「保育短時間認定」午前8時30分～午後4時30分の間（最長8時間/日）

保育認定のお子さんは、保護者の就労時間などにより、宇陀市の基準に基づき保育を受けられる時間の区分に分かれます。

施設の種類

種類	教育・保育施設
幼稚園	榛原幼稚園（公立） 榛原東幼稚園（公立）
保育園	榛原北保育園（公立） しらゆり保育園（私立）
こども園	大宇陀こども園（公立） 菟田野こども園（公立） 室生こども園（公立）

保育を必要とする事由

保育認定を受けるためには、基本**父母**が、次の事由のいずれかに該当する必要があります。

○**就労**・・・フルタイムのほか、パートタイム、自営業など

フルタイム（**120時間以上／月**）就労 「**保育標準時間認定**」

パートタイム（**64時間以上／月**）就労 「**保育短時間認定**」

○**妊娠・出産**・・・最大5ヶ月（出産月と前後2ヶ月）

○**保護者の疾病・障害**

○**同居または、長期入院などをしている親族の介護・看護**

○**災害復旧**

○**求職活動中（起業準備含む）**・・・入園後**90日以内**に就労することが必要

○**就学**・・・職業訓練校などにおける職業訓練を含む

○**虐待やDVのおそれがある場合**

○**育児休業中**・・・既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要な場合（1年間を基本）

※育児休業対象のお子さんが、1歳になる日の月末までを基本とし、入所定員に空きが無くやむを得ず育休を延長した場合は、当該年度末まで、保育の必要性の認定を受けることができます。



施設を利用できる対象年齢

クラス年齢	対象生年月日	利用できる施設
5歳児（年長）	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	幼稚園 保育園 こども園
4歳児（年中）	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	
3歳児（年少）	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	保育園 こども園
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ	
0歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ	

※公立の保育施設は、生後6ヶ月を迎えた翌月から、私立しらゆり保育園は、生後3ヶ月を迎えた翌月（健康診断書等が必要）から、入園が可能です。

申込みに必要な書類

各施設の利用申込については、以下の書類をご提出いただく必要があります。

1. 幼稚園・こども園（教育）を希望の場合

①教育・保育給付認定（現況）申請書 兼保育園・こども園 入所（園）申込書

②宇陀市立幼稚園入園願書（榛原地域各幼稚園への入園をご希望の場合）

③個人番号申告書

- ・世帯全員の個人番号をご記入の上、保護者の方については個人番号が確認できるものの写し及び本人確認書類の添付が必要になります。

2. 保育園・こども園（保育）を希望の場合

①教育・保育給付認定（現況）申請書 兼保育園・こども園 入所（園）申込書

②保育を必要とする事由を証明する書類

- ・お子さんの父母の状況について証明書類を提出いただく必要があります。
- ・同居の祖父母の就労状況については提出が無くても利用申込は可能ですが、希望する保育施設の利用調整が必要となった場合に、優先順位を決定するため、証明書を求める場合があります。
- ・保育を必要とする事由に応じて必要な書類が異なります。

③個人番号申告書

④保育施設（新規）入園 申込補助票



入園申込みにおける注意点

- ・保育施設の入所（園）は原則として、毎月1日です。
- ・申込は、**入園を希望する月の前々月の末日まで**に申請書及びその他必要書類を添えて、市役所こども未来課、ご希望園に提出してください。
（例：9月1日から入所希望なら7月31日までに提出）
- ・クラス年齢とは児童の申込時点の満年齢ではなく、入園希望の年度の4月1日時点の年齢です。
- ・保育施設を希望する場合、「しつけのため」及び「集団生活を経験させたい」等の理由では、申込みできませんので、ご注意ください。
- ・保護者が育児休業を取得している場合には、仕事に復帰する日の属する月の初日から保育を申し込むことができます。
- ・入園の選考は、宇陀市の入園選考基準に基づきおこないます。

申込後の内容の変更について

申込後の内容変更については、市役所こども未来課に速やかにお届けください。

- ・住所や保護者の就労・家族構成など、家族の状況に変更が生じた場合。
- ・保育利用希望月や希望保育園に変更が生じた場合。
- ・申込を取り下げする場合。
- ・転職・離職された場合。
- ・求職活動中から、仕事が決まった場合。
- ・その他、申込み内容に変更が生じた場合。

保育を必要とする事由を証明する書類一覧

外勤の方・内職の方	就労証明書
自営業の方	就労証明書と下記の確認書類のいずれか «確認書類» ・営業許可書・開業届・所得税の申告確認のコピー ・法人登記簿・仕事用のホームページ・耕作証明書等 確認書類が提出できない場合は、園またはこども未来課にご相談ください。
出産前後の方	勤務状況等報告書②と母子手帳の表紙、出産予定日の記載のあるところの写し
病気治療中の方	勤務状況等報告書②と、医師の診断書（保育できない状況が明記されているもの）
心身に障がいのある方	勤務状況等報告書②と、障害者手帳等の写し
看護・介護にあたっている方	勤務状況等報告書③と、医師の診断書、障害者手帳等の写し、介護認定書の写しのいずれか
求職中の方	勤務状況等報告書④とハローワークカードの写し等
就学中の方	勤務状況等報告書④と在学証明書と、カリキュラム等保育ができない状況がわかるもの
育児休業中の方（在園児継続利用）	勤務状況等証明書①（育児休業期間の明記があるもの）
震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている方	勤務状況等報告書③と、り災証明書 火災の場合は、消防署発行のもの 震災・風水害の場合は、市役所発行のもの

宇陀市内 幼稚園・保育園・こども園 一覧

幼稚園（教育認定）

公私	施設名	住所	電話番号	入園可能年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	榛原幼稚園	榛原萩原 2254	82-1014	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00 ※水曜 8:30～ 13:30	休み
公	榛原東幼稚園	榛原天満台西 2-5	82-3867			

・地域により園児バスの利用ができます。

・預かり保育 保育時間（14:00～16:00 まで 水曜は 13:30～15:30）
利用料金（1回 200円 おやつ代 50円）が必要

保育園（保育認定）

公私	施設名	住所	電話番号	保育年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	榛原北保育園	榛原萩原 2078	82-1143	生後7ヶ月～	標準 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30	7:30～ 16:30
私	しらゆり保育園	榛原下井足 1538-1	82-6300	生後4ヶ月～	標準 7:00～19:30 短時間 8:30～16:30	7:00～ 19:30

・私立保育園については、医師の診断書により生後4ヶ月目からの利用が可能です。

・公立保育園については、短時間保育利用の方（8:30～16:30）が、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金（1日 200円 おやつ代 50円）がかかります。

・私立保育園については、保育時間（標準・短時間）にかかわらず、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金とおやつ代がかかります。

※料金については延長利用時間により異なりますので、直接施設へお尋ねください。）

・土曜保育を希望される3歳から5歳児クラスのお子さまについては、別途、給食代（おやつ含む）1日220円がかかります。

こども園 （ 教育・保育認定 ）

□教育認定で利用

公私	施設名	住所	電話番号	入園可能 年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	大宇陀 こども園	大宇陀拾生 806	83-3511	満 3 歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00 ※水曜 8:30～ 13:30	休み
公	菟田野 こども園	菟田野古市場 672	84-3586			
公	室生 こども園	室生三本松 1284	97-2255			

・地域により園児バスの利用ができます。

・預かり保育 保育時間（14:00～16:00 まで 水曜は 13:30～15:30）

利用料金（1 回 200 円 おやつ代 50 円）が必要



□保育認定で利用

公私	施設名	住所	電話番号	保育年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	大宇陀 こども園	大宇陀拾生 806	83-3511	生後 6 ヶ月 ～	標準	7:30～ 16:30
公	菟田野 こども園	菟田野古市場 672	84-3586		短時間 7:30～18:30	
公	室生 こども園	室生三本松 1284	97-2255		8:30～16:30	

・短時間保育利用の方が、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金（1 日 200 円 おやつ代 50 円）がかかります。

・お住まいの地域により、3 歳児クラス以上の児童は、希望により園児バスの利用が可能です。

・土曜保育を希望される 3 歳から 5 歳児クラスのお子さまについては、別途、給食代（おやつ含む）1 日 220 円がかかります。



保育料について

幼児教育・保育にかかる保育料は、保護者の所得（市民税所得割額）に応じて決まります。

基本は、父母の所得により算出しますが、基準に満たない場合は、同居の祖父母等の所得も加えて決定します。

ただし、令和元年 10 月より幼稚園・保育園・こども園に通園される 3 歳から 5 歳児クラスの全てのお子さんと、0 歳から 2 歳児クラスのうち非課税世帯のお子さんである場合は保育料が無償となります。

毎年 9 月は、市民税額年度の切替え時期となっております。ご家庭によっては、保護者の所得（市民税所得割額）に応じて 9 月から 3 月末までの保育料が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

（例）令和 7 年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 6 年度市民税額に基づく保育料 (令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日の収入)						令和 7 年度市民税額に基づく保育料 (令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の収入)					

給食費の無償化について

令和 6 年 9 月から、市内の幼稚園、保育園、こども園に通園する 3 歳から 5 歳児の給食費が無償となります。ただし、土曜保育を利用された場合は通常通り徴収いたします。

紙おむつ定額サービス

園で使用する紙おむつとおしりふきは、定額サービスを受けられます。

使用する紙おむつのメーカーなどは決まっていますので、別途チラシなどをご覧ください。

0・1 歳児	全額助成	
2 歳児	半額助成	※別途契約が必要
3 歳児以上	全額自己負担	※別途契約が必要

※園で使用した紙おむつは園で処分します。

